

<特許庁告示第 2020-18 号>

特許権の収用・実施等のための補償金額又は 対価の額を算定する基準の告示

[所管:産業財産政策課]

制定 2020. 6. 22. 告示第 2020-18 号

第 1 条 (目的) この告示は、特許権の収用・実施等 (以下、「収用等」という) に関する第 5 条の 2 第 4 項により、同条の第 1 項から第 3 項までの定めた基準により補償金額又は対価の額 (以下、「補償金額等」という) を定められない場合に適用するため、必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条 (定義) この告示で使用する用語の定義は次のとおりである。

1. 「評価機関」とは、発明の経済的価値及び技術的優秀性を価額・等級又は点数等で評価する業を遂行する機関として、発明振興法第 28 条により特許庁長が指定する機関のことをいう。
2. 「申請人等」とは、規定第 3 条により特許庁長に特許法に関連する条項による処分を申請するか、または裁定を請求する者をいう。
3. 「申請書等」とは、規定第 3 条により申請人等が作成し、特許庁長に提出する書類のことをいう。
4. 「特許権者等」とは、特許権の収用等の対象になる発明の出願人又は特許権者・専用実施権者・通常実施権者・質権者をいう。
5. 「基準時点」とは、補償金額等の算定の基準になる時点をいう。

第 3 条 (適用範囲) この告示は規定第 5 条の 2 第 4 項により、同条の第 1 項から第 3 項までの定められた基準により補償金額等を定められない場合に適用する。但し、申請人等と特許権者等の間で合意された補償金額又は補償基準がこの告示で定められた基準を適用するより特許権者等にさらに有利な場合には、それに従うことにする。

第 4 条 (補償金額の基準時点) ①この告示による補償金額等の算定は、特許権の収用等の処分決定日を基準にする。

②補償金額等を算定する場合に該当の特許権収用等により発明の価格が変動された場合にはそれを考慮しないことにする。

第 5 条 (補償金額等の算定) ①特許庁長は特許権の収用等のための補償金額等を算定する場

合には、評価機関の3ヶ所（第2項により申請人等と特許権者等がお互いに評価機関を推薦しないか、又は申請人等又は特許権者等のどちらかが評価機関を推薦しない場合には2ヶ所）を選定し発明の評価を依頼しなければならない。

②第1項により特許庁長が評価機関を選定する際には、申請人等と特許権者等は評価機関を各1ヶ所ずつ推薦することができる。この場合、特許庁長は推薦された評価機関を含めて選定しなければならない。

③第1項により特許庁長が評価機関を選定する際、申請人等が申請書等に既に記載した補償金額等が評価機関により算定された場合には、それを第5項による補償金額等の算定の基礎にすることができる。

④補償対象の権利が共有である場合、第2項により評価機関を推薦しようとする特許権者等は、補償対象の権利の2分の1以上に該当する権利者と、補償対象の権利における権利者全員の中で過半数の同意を得たことを証明する書類を添付しなければならない。この場合、特許権者等は評価機関1ヶ所のみに対して同意することができる。

⑤補償金額等の算定は、各評価機関が評価する評価額の算術平均値を基準にする。

第6条（評価手数料）①特許庁長は、第5条による補償金額等の算定業務を遂行する評価機関に申請人等の負担で評価手数料を支給することができる。

②第1項による評価手数料は特許庁長が定める。但し、発明振興法第28条第5項第2号により、特許庁長と評価機関の長の間で評価手数料が協議された場合には、その手数料と実費の合計額を第1項による評価手数料とする。

③特許庁長は第1項にも関わらず、発明振興法第30条による予算の範囲内で評価手数料の全部又は一部を支援することができる。

第7条（再検討期限）庁長はこの告示に対し、2020年1月1日基準で毎3年になる時点（毎3年目の12月31日までをいう）毎にその妥当性を検討し、改善等の措置を取らなければならない。

附 則

第1条（施行日）この告示は公布した日から施行する。